附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合における労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（主務大臣）			（主務大臣）		
第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。			**第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
群馬用水緊急改築事業	群馬用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣	群馬用水緊急改築事業	群馬用水緊急改築事業の対象である施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省、経済産業省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表）	（財務諸表）
第十条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損	**第十条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算